

# 福岡県公報

平成十九年八月三十一日  
第二千七百二十二号  
増刊 ①

## 目次

告 示 (第千六百三十二号)

共済事業を行う中小企業等協同組合の経営の健全性を判断するための基準等に関する規程

(経営金融課) …………… 一

## 告 示

福岡県告示第千六百三十二号

共済事業を行う中小企業等協同組合の経営の健全性を判断するための基準等に関する規程を次のように定める。

平成十九年八月三十一日

福岡県知事 麻 生 渡

共済事業を行う中小企業等協同組合の経営の健全性を判断するための基準等に関する規程

中小企業等協同組合法(昭和二十四年法律第百八十一号。以下「法」という。)及び中小企業等協同組合法施行規則(平成十九年内閣府、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省令第一号)の規定に基づき、特定共済組合、火災共済協同組合、法第九条の九第一項第三号の事業を行う協同組合連合会及び特定共済組合連合会の経営の健全性を判断するための基準並びに共済事業を行う組合の責任準備金等に関し知事が定めることとされている事項については、中小企業等協同組合法施行規程(平成十九年金融庁、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省告示第一号)の規定の例による。

### 附 則

この告示は、公布の日から施行する。

定価 一箇月六、三五〇円（税込・郵便料別）